

広島県環境影響評価に関する条例施行規則（平成十一年広島県規則第二十六号。以下「規則」という。）第三十八条の規定により読み替えて適用される広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第十四条の規定による環境影響評価準備書の送付を受けたので、規則第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十五条第一項の規定によって、次のとおり公表する。

平成二十六年十一月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画決定権者の名称

東広島市長 藏田 義雄

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模並びに都市計画対象事業実施区域

都市計画対象事業の名称	広島中央エコパーク整備事業
都市計画対象事業の種類	ごみ焼却施設の設置事業 し尿処理施設の設置事業
都市計画対象事業の規模	ごみ焼却施設 三〇〇トン（一日当たりの処理能力） し尿処理施設 三〇〇キロリットル（一日当たりの処理能力）
都市計画対象事業実施区域	広島県東広島市西条町上三永地内 及び広島県竹原市田万里町の一部

三 関係地域の範囲及びその範囲が属する市町

別図に示す太線で囲まれた地域を管轄する東広島市及び竹原市

四 環境影響評価準備書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

- (1) 広島県環境県民局環境保全課
- (2) 広島県西部東厚生環境事務所環境管理課
- (3) 東広島市都市部都市計画課
- (4) 竹原市市民生活部まちづくり推進課
- (5) 広島中央環境衛生組合 施設整備課

2 期間

平成二十六年十一月四日（火）から平成二十六年十二月四日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律〔昭和二十三年法律第百七十八号〕に規定する休日を除く。）

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

五 意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、都市計画決定権者に対して意見書を提出することができる。

1 意見書の提出期限

平成二十六年十二月十八日（木）まで
2 意見書の提出先

〒七三九一八六〇一 広島県東広島市西条栄町八番二九号

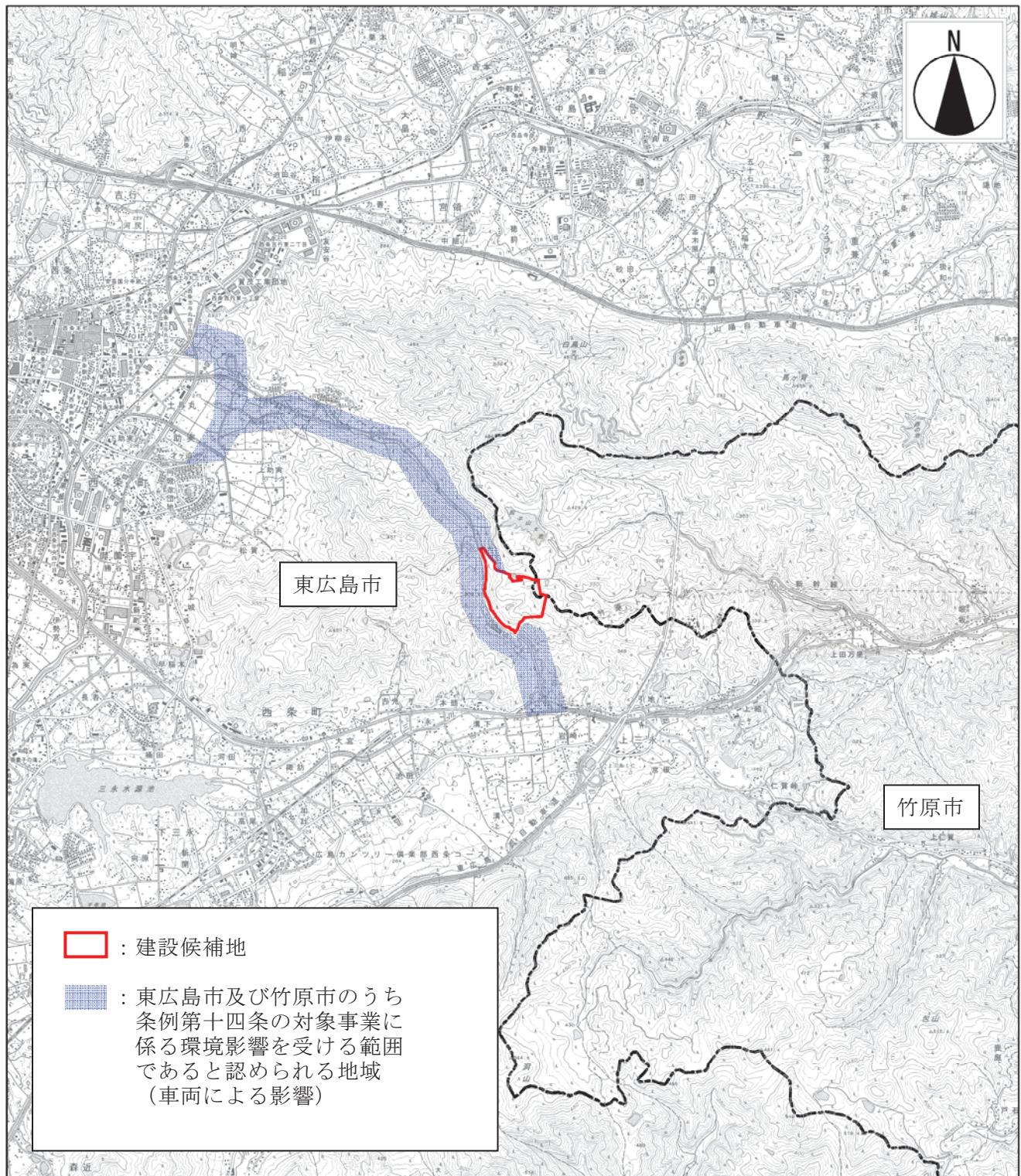
東広島市都市部都市計画課

3 意見書の記載事項

意見を提出しようとする者の氏名、住所、意見書の提出の対象である環境影響評価準備書に記載された対象事業の名称、環境影響評価準備書についての環境の保全の見地かららの意見及びその理由



「広島中央エコパーク整備事業に係る環境影響評価準備書」
(東広島市, 平成 26 年度) より作成



〔「広島中央エコパーク整備事業に係る環境影響評価準備書」
(東広島市, 平成 26 年度) より作成〕